

伊勢市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 34 号

伊勢市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という）第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 38 条の 2 第 1 項の国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決

権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100 分の 50 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（内部組織の長に準ずる職）

第 4 条 法第 38 条の 2 第 4 項の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 会計管理者
- (2) 理事
- (3) 議会事務局長
- (4) 教育委員会事務局事務部長
- (5) 教育委員会事務局学校教育部長
- (6) 選挙管理委員会事務局長
- (7) 監査委員事務局長
- (8) 農業委員会事務局長
- (9) 消防長
- (10) 市立伊勢総合病院副院長
- (11) 市立伊勢総合病院理事
- (12) 市立伊勢総合病院医療部長
- (13) 市立伊勢総合病院健診センター長
- (14) 市立伊勢総合病院医療技術部長

- (15) 市立伊勢総合病院看護部長
- (16) 市立伊勢総合病院経営推進部長
- (17) 上下水道部長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第5条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第6条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第7条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務とする。

第8条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分を求めることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第9条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受け契約に関する職務その他役職員の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第10条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した書面を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する

職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

(7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。)

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第11条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第12条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって規則で定めるものは、第4条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第13条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第5条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第14条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条で定めるものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

(宛先) 任命権者

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) 氏 名	生年月日 (年齢) 年 月 日生 ()
勤務先 (営利企業等) の名称	勤務先における地位 (役職等)
連絡先 TEL (— —)	FAX (— —)
勤務先 (営利企業等) の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職		
離職前 5 年間 (※) の 在 職 状 況 等	所属・職	在職期間			職務内容	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
	至	年	月	日		

※ 申請者が地方公務員法第 38 条の 2 第 4 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する。	<input type="checkbox"/> 該当しない。
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する。	<input type="checkbox"/> 該当しない。

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）		（ ）	
所属	職		
職務内容			

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない。

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない。）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日
	年 月 日

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第35号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 教育長及び教育委員会の委員

附 則

この規則は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

伊勢市福祉事務所長事務委任規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第36号

伊勢市福祉事務所長事務委任規則

伊勢市社会福祉事務委任規則（平成17年伊勢市規則第53号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を伊勢市厚生福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

（生活保護法による事務）

第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 生活保護法第24条の規定による申請に対する保護の開始及び変更に関すること。
- (2) 生活保護法第25条の規定による職権による保護の開始及び変更に関すること。
- (3) 生活保護法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。
- (4) 生活保護法第27条の規定による指導及び指示に関すること。
- (5) 生活保護法第27条の2の規定による相談及び助言に関すること。
- (6) 生活保護法第28条第1項の規定による報告の請求、立入調査及び検診を受けるべき旨の命令並びに同条第5項の規定による保護の開始及び変更の申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止に関すること。
- (7) 生活保護法第28条第2項の規定による報告の請求に関すること。
- (8) 生活保護法第5章の規定による保護の方法の決定に関すること。
- (9) 生活保護法第48条第4項の規定による届出の受理に関すること。
- (10) 生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。
- (11) 生活保護法第55条の5の規定による報告の請求に関すること。
- (12) 生活保護法第62条第3項及び第4項の規定による保護の変更、停止及び廃止並びに弁明の機会の付与に関すること。
- (13) 生活保護法第63条の規定による被保護者が返還すべき金額の決定

に關すること。

- (14) 生活保護法第76条第1項の規定による遺留金品の処分に関する
こと。
- (15) 生活保護法第77条第2項の規定による扶養義務者との協議及び家
庭裁判所への申立てに關すること。
- (16) 生活保護法第78条の2の規定による徴収金の徴収の決定に關する
こと。
- (17) 生活保護法第80条の規定による保護金品の返還の免除に關するこ
と。
- (18) 生活保護法第81条の規定による後見人の選任の請求に關すること。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、
次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 生活保護法第55条の6第1項の規定による被保護者就労支援事業の
実施に關すること。
- (2) 生活保護法第77条第1項の規定による費用の徴収の決定に關するこ
と。
- (3) 生活保護法第78条の規定による費用等の徴収の決定に關すること。
（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人
等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律による事務）

第3条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成6年法律第30
号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留
邦人等支援法第15条第3項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及
び永住帰国後の自立の支援に關する法律の一部を改正する法律（平成
19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）
の規定によりその例によることとされる生活保護法第19条第4項の規
定に基づき、中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例
によることとされる前条第1項各号（第10号及び第11号を除く。）に掲
げる事務を福祉事務所長に委任する。

2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、中国残留邦人等支援法第

14条第4項の規定によりその例によることとされる前条第2項第2号及び第3号に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

(児童福祉法による事務)

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 児童福祉法第21条の6の規定による措置に関すること。
- (2) 児童福祉法第22条の規定による助産の実施に関すること。
- (3) 児童福祉法第23条の規定による母子保護の実施その他の保護の実施に関すること。

2 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 児童福祉法第21条の5の2から第21条の5の9まで、第21条の5の11から第21条の5の13まで及び第21条の5の28の規定による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の支給に関すること。
- (2) 児童福祉法第24条の25から第24条の27までの規定による障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に関すること。

(老人福祉法による事務)

第5条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の規定による措置に関すること。
- (2) 老人福祉法第11条の規定による措置に関すること。
- (3) 老人福祉法第12条の規定による措置の解除に係る説明及び意見の聴取に関すること。
- (4) 老人福祉法第27条の規定による遺留金品の処分に関すること。
- (5) 老人福祉法第36条の規定による調査の囑託及び報告の請求に関すること。

(身体障害者福祉法による事務)

第6条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第9項の規定

に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

- (1) 身体障害者福祉法第17条の2第1項の規定による診査、更生相談及び措置に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法第18条の規定による措置に関すること。
- (3) 身体障害者福祉法第18条の3の規定による措置の解除に係る説明及び意見の聴取に関すること。
- (4) 身体障害者福祉法第23条の規定による売店の設置及び運営に関する協議、調査及びその結果の通知に関すること。
- (5) 身体障害者福祉法第38条第1項の規定による費用の徴収に関すること。

(知的障害者福祉法による事務)

第7条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

- (1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に関すること。
- (2) 知的障害者福祉法第16条の規定による措置に関すること。
- (3) 知的障害者福祉法第17条の規定による措置の解除に係る説明及び意見の聴取に関すること。
- (4) 知的障害者福祉法第27条の規定による費用の徴収に関すること。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による事務)

第8条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3章及び第35条から第37条までの規定による障害児福祉手当の支給に関すること。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3章の2及び第35条から第37条までの規定による特別障害者手当の支給に関すること。
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による

事務)

第9条 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所に委任する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第9条の規定による報告又は文書その他の物件の提出又は提示の命令及び質問に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第10条の規定による報告又は文書その他の物件の提出又は提示の命令、質問及び立入検査に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第12条の規定による文書の閲覧若しくは資料の提出の請求及び報告の徴収に関すること。
- (4) 障害者総合支援法第2章第2節第2款及び第3款の規定による介護給付費等の支給に関すること。
- (5) 障害者総合支援法第2章第2節第4款の規定による特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。
- (6) 障害者総合支援法第2章第3節第1款の規定による地域相談支援給付費等の支給に関すること。
- (7) 障害者総合支援法第2章第3節第2款の規定による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関すること。
- (8) 障害者総合支援法第52条から第58条まで及び第74条の規定による自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更生医療に係るものに限る。）の支給に関すること。
- (9) 障害者総合支援法第67条第5項の規定による通知に関すること。
- (10) 障害者総合支援法第70条及び第71条の規定による療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に関すること。
- (11) 障害者総合支援法第76条の規定による補装具費の支給に関すること。
- (12) 障害者総合支援法第76条の2の規定による高額障害福祉サービス

等給付費の支給に関すること。

- (13) 障害者総合支援法第77条第1項第6号の規定による日常生活上の便宜を図るための用具の給付に関する事業の実施に関すること。ただし、当該事業の実施のため当該用具の製造又は販売を業とする事業者との間で締結する契約に関する事務を除く。
- (14) 障害者総合支援法第77条第1項第8号の規定による移動支援事業の利用の可否の決定に関すること。
- (15) 障害者総合支援法第77条第1項第9号の規定による厚生労働省令で定める施設において厚生労働省令で定める便宜を供与する事業の利用の可否の決定に関すること。
- (16) 障害者総合支援法第77条第3項の規定による日中一時支援事業の利用の可否の決定に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(伊勢市老人福祉法施行細則の一部改正)
- 2 伊勢市老人福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第66号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。
第2条 削除
(伊勢市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)
- 3 伊勢市身体障害者福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第73号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。
第2条 削除
(伊勢市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)
- 4 伊勢市知的障害者福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第75号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。
第2条 削除

(伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部改正)

- 5 伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則(平成17年伊勢市規則第81号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

- 6 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則(平成24年伊勢市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

伊勢市福祉健康センター処務規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 37 号

伊勢市福祉健康センター処務規則を廃止する規則

伊勢市福祉健康センター処務規則（平成 17 年伊勢市規則第 55 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（伊勢市児童館条例施行規則の一部改正）
- 2 伊勢市児童館条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 37 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「(伊勢市中央児童センターにあつては、市長及び伊勢市福祉健康センター処務規則（平成 17 年伊勢市規則第 55 号）第 5 条に規定する伊勢市福祉健康センター運営委員会)」を削る。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 38 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 58 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定により所得を算定する場合において、次に掲げる者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 1 条第 2 号に規定する女子又は同令第 1 条の 2 第 2 号に規定する男子に該当する場合の所得は、当該者を所得税法第 2 条第 1 項第 30 号に規定する寡婦又は同項第 31 号に規定する寡夫とみなし、同法第 81 条及び租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 17 の規定の例により算定する。

- (1) 第 1 項第 1 号アに規定する障害者本人
- (2) 第 1 項第 1 号イの民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者
- (3) 第 1 項第 2 号アの 18 歳未満児
- (4) 第 1 項第 2 号イの父母のいない 18 歳未満児を現に扶養している者
- (5) 第 1 項第 2 号イの民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主としてその一人親家庭等の生計を維持する者
- (6) 第 1 項第 3 号の保護者

第 4 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、同条第 2 項中「前項の規定による」を「受給資格の」に改め、同条第 3 項中「受給資格証」を「受給資格」に改める。

第 5 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 有効期間の始期は、毎年 9 月 1 日とする。ただし、新たに対象者として認定された場合は、その者が対象者としての要件に該当すること

となった日（以下「要件該当日」という。）（障害者にあつては、要件該当日の属する月の初日）又は条例第4条第1項の規定による申請の日前の直近の9月1日のいずれか遅い日とする。

第6条の見出しを「(受給資格の認定又は更新の拒否等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合において、」を「受給資格の認定又は更新の申請があつた場合において認定又は」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項に改める。

様式第3号を次のように改める。

第 号
年 月 日

（受給資格者の住所・氏名） 様
（保護者等の住所・氏名） 様

伊勢市長



福祉医療費受給資格欠格事由（却下）通知書

（種別）

- 1 障害者（一般・65心障）
- 2 一人親家庭等
- 3 こども
- 4 その他

医療費助成申請の対象者 _____

上記の者に係る福祉医療費受給資格につきましては、審査の結果、下記の理由により該当となりませんので通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

理 由	<input type="checkbox"/> 伊勢市内に住所を有しない。 <input type="checkbox"/> 医療保険による給付の対象でない。 <input type="checkbox"/> 対象者としての要件に該当しない。 <input type="checkbox"/> 本人又は保護者等の所得が所得制限を超える。 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
-----	---

様式第 9 号及び様式第 10 号を次のように改める。

様式第9号 (第10条関係)

医療費助成金交付決定通知書

伊勢市長



先に申請のありました上記医療助成金について審査の結果次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

1 振込場所

2 助成の金額

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができま

す。
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができ(なお、処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができません。

診 療 年 月	診療を受けた病院名・科目	医 療 費	証 明 書 料	助成金額(合計)
合 計				

◎住所、健康保険証、振込口座等の内容に変更があった場合は、市役所本庁・各支所まで届出をお願いします。

第 年 月 日

(受給資格者の住所・氏名) 様
(保護者等の住所・氏名) 様

伊勢市長



福祉医療費助成申請却下決定通知書

(種別)

- 1 障害者（一般・65心障）
- 2 一人親家庭等
- 3 こども
- 4 その他

医療費助成申請の対象者 _____

上記の者に係る福祉医療費の助成申請につきましては、審査の結果、下記の理由により助成できませんから通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

番号	診療年月	医療機関等の名称	診療科	区分	証明点数等
1	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
2	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
3	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
4	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	
5	年 月			<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院	

(注) 証明点数等の単位は、医科・歯科・調剤薬局は点とし、それ以外は円とする。

理 由	<input type="checkbox"/> 資格取得前の医療費の申請	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> 資格喪失後の医療費の申請	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> 同月内の重複申請	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> 医療費助成済	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> 本人負担金（助成限度額）以下	該当番号	・	・	・
	<input type="checkbox"/> その他（	該当番号	・	・	・

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 87 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により申請された受給資格の認定又は更新について適用し、同日前に申請された受給資格の認定又は更新については、なお従前の例による。

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 39 号

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「市長」を「伊勢市厚生福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）」に改め、同条第 3 項から第 6 項までの規定中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

第 3 条第 2 項から第 5 項までの規定中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

第 4 条第 1 項中「行ったときは」を「行われたときは」に改める。

様式第 1 号中「伊勢市長」を「伊勢市厚生福祉事務所長」に改め、同様式備考中「市長が」を「伊勢市厚生福祉事務所長が」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「伊勢市長」を「伊勢市厚生福祉事務所長」に改める。

様式第 4 号及び様式第 5 号を次のように改める。

助産施設入所不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



年 月 日付けで申込みのありました助産施設への入所については、次の理由により入所できませんので、通知します。

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

助産実施解除通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



次の妊産婦についての助産の実施を解除することにしましたので、通知します。

妊産婦の氏名	
入所予定であった助産施設の名称及び所在地	
助産の実施の解除の年月日	年 月 日
助産の実施の解除の理由	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 6 号中「伊勢市長」を「伊勢市厚生福祉事務所長」に改め、同様式備考中「市長が」を「伊勢市厚生福祉事務所長が」に改める。

様式第 7 号及び様式第 8 号中「伊勢市長」を「伊勢市厚生福祉事務所長」に改める。

様式第 9 号から様式第 11 号までを次のように改める。

母子生活支援施設入所不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長

印

年 月 日付けで申込みのありました母子生活支援施設への入所については、次の理由により入所できませんので、通知します。

（理由）

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

母子保護実施解除通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



次の保護者及び児童についての母子保護の実施を解除することにしましたので、通知します。

保護者及び児童の氏名	
母子生活支援施設の名称及び所在地	
母子保護の実施の解除の年月日	年 月 日
母子保護の実施の解除の理由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

徴 収 額 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



児童福祉法 第 22 条 助産の実施
第 23 条 の規定による 母子保護の実施 に要する費用について、同法第 56 条第 2 項の規定によりあなたから徴収する額を次のとおり決定しましたので、通知します。

入 所 者 氏 名	
入 所 施 設 名	
徴 収 金 の 額	
徴 収 金 の 納 入 方 法	
備 考	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の伊勢市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 40 号

伊勢市工場等立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市工場等立地促進条例施行規則（平成 23 年伊勢市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（対象外とする取引）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 3 号の会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社と同条第 3 号に規定する子会社との間における取引その他これに準ずる取引として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 親会社を同じくする子会社同士の間における取引
- (2) 一方の法人の役員（業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の法人の役員を現に兼ねている法人間における取引
- (3) 一方の法人の役員の配偶者又は直系血族が、他方の法人の役員である法人間における取引
- (4) 法人と個人との間における取引であって、法人の役員と個人が配偶者又は直系血族の関係にある場合における取引
- (5) 配偶者又は直系血族との間における取引
- (6) 前各号に準ずる取引として市長が認める取引

第 13 条を第 15 条とし、第 11 条及び第 12 条を削る。

第 10 条の見出し中「申請」を「申請及び承認」に改め、同条第 1 項中「第 10 条」を「第 9 条」に、「により指定事業者の地位を承継しようとする事業者」を「による地位の承継」に、「伊勢市工場等立地促進奨励措置地位承継申請書（様式第 11 号）に、」を「、地位承継申請書（様式第 12 号）に」に、「提出しなければならない」を「提出して行わなければならない」に改

め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを承認することとした場合は、地位承継承認書（様式第13号）を事業者に交付するものとする。

第10条を第14条とする。

第9条中「伊勢市工場等立地促進奨励措置指定事業者操業休止（廃止）届（様式第10号）」を「指定事業者操業休止（廃止）届（様式第11号）」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の1条を加える。

（変更の届出）

第12条 条例第7条の規定による届出は、事業者指定申請変更届（様式第10号）を市長に提出して行わなければならない。

第8条を削る。

第7条中「前条の」を「前条第1項の規定による」に、「伊勢市工場等立地促進奨励措置奨励金交付請求書（様式第8号）」を「奨励金交付請求書（様式第9号）」に改め、同条を第11条とする。

第6条中「を受けたとき」を「があったとき」に、「伊勢市工場等立地促進奨励措置奨励金交付決定通知書（様式第7号）」を「奨励金交付決定通知書（様式第8号）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第1項の不動産鑑定業者による鑑定評価額は、市長が不動産鑑定業者に委託し、これを得るものとする。

第6条を第10条とする。

第5条第1項中「条例第7条の規定により」を「奨励金の交付の」に、「伊勢市工場等立地促進奨励措置用地取得奨励金交付申請書（様式第4号）又は伊勢市工場等立地促進奨励措置設備投資奨励金交付申請書（様式第5号）若しくは伊勢市工場等立地促進奨励措置雇用奨励金交付申請書（様式第6号）」を「用地取得奨励金交付申請書（様式第5号）、設備投資奨励金

交付申請書（様式第 6 号）又は雇用奨励金交付申請書（様式第 7 号）」に改め、同条第 2 項中「伊勢市工場等立地促進奨励措置用地取得奨励金交付申請書」を「用地取得奨励金交付申請書」に、「建設工事に着手した日」を「操業を開始した日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、本市から工場等の立地に係る用地を取得した場合であって、市長が特に必要と認めるときは、工場等の建設工事に着手した日から 10 日以内に提出するものとする。

第 5 条第 3 項中「第 1 項に規定する伊勢市工場等立地促進奨励措置設備投資奨励金交付申請書」を「設備投資奨励金交付申請書」に改め、同条第 4 項中「第 1 項に規定する伊勢市工場等立地促進奨励措置雇用奨励金交付申請書」を「雇用奨励金交付申請書」に、「3 年」を「1 年」に、「30 日までの間」を「起算して 30 日以内」に改め、同条を第 9 条とする。

第 4 条中「前条の規定により」を削り、「を受理したとき」を「の提出があったとき」に、「伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定書（様式第 3 号）」を「奨励措置事業者指定書（様式第 2 号）」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

（建設工事の着手の届出）

第 7 条 申請書を提出した事業者（条例第 5 条第 1 項の指定を受けられないこととなった事業者を除く。次条において同じ。）は、工場等の建設工事に着手した日から 10 日以内に、建設工事着手届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（操業の開始の届出）

第 8 条 申請書を提出した事業者は、工場等の操業を開始した日から 10 日以内に、操業開始届（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

第 3 条第 1 項中「第 6 条」を「第 5 条第 1 項」に、「により指定の申請をしようとする事業者」を「による申請」に、「建設に着手する日」を「立地

に係る用地の引渡しを受ける日」に、「伊勢市工場等立地促進奨励措置事業者指定申請書」を「奨励措置事業者指定申請書」に、「提出しなければならない」を「提出して行わなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、用地取得奨励金の交付を受けない事業者にあつては、工場等の建設工事に着手する日の前日までに提出すれば足りる。

第3条第2項及び第3項を削り、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(洋式の構造及び設備による客室の要件)

第3条 条例第4条第1項第6号の洋式の構造及び設備による客室は、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項第2号に規定する要件を満たすものとする。

(重複交付できない奨励金等)

第4条 条例第4条第1項第8号の規則で定める奨励金等は、次に掲げるものとする。

- (1) 伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例（平成24年伊勢市条例第19号）に基づく奨励金
- (2) 伊勢州市街地再開発事業等補助金交付要綱（平成24年6月18日施行）に基づく補助金

様式第1号から様式第13号までを次のように改める。

奨励措置事業者指定申請書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は代表者名

㊞

担当部署・担当者

電話番号

伊勢市工場等立地促進条例第5条の規定により、奨励措置の対象事業者としての指定を受けたので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請する奨励金 用地取得奨励金 設備投資奨励金 雇用奨励金

2 工場等の概要

(1) 種別 新設 増設 移設

(2) 工場等の建設所在地

(3) 投下固定資産の規模及び総額（予定）

区分	面積（単位：m ² ）	投下固定資産額（単位：千円）
土地		
家屋		
償却資産		
計		

(4) 広間及び客室（旅館業の用に供する施設の場合のみ記入すること。）

広間の面積 m^2

洋式の客室数 室

※広間を複数設置する場合については、最も面積が大きいものについて記入すること。

3 常時雇用従業員予定数

新規常時雇用従業員	新規採用	人
	市外からの配転	人
その他	市内からの配転	人
	出向・派遣等	人
計		人

4 造成工事の開始予定年月	年	月
5 造成工事の完了予定年月	年	月
6 建築工事の開始予定年月	年	月
7 建築工事の完成予定年月	年	月
8 操業の開始予定年月	年	月

9 添付書類

- (1) 商業登記現在事項全部証明書
- (2) 企業案内書（事業の概要を説明したパンフレット等）
- (3) 直近3年間の財務諸表及び業務報告書
- (4) 工場等の位置図
- (5) 第2条の取引に該当しない旨の誓約書（用地取得奨励金の交付を受けようとする場合のみ）
- (6) その他（必要に応じて添付すること。）

10 業種及び事業概要

第 号
年 月 日

奨 励 措 置 事 業 者 指 定 書

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のありました指定事業者の指定については、下記のとおり条件を付して指定します。

記

- 1 事業者指定番号 年度第 号
- 2 工場等の建設所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 該当する奨励金
- 5 指定の条件

建 築 工 事 着 手 届

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地

氏名又は代表者名

㊞

担当部署・担当者

電話番号

次のとおり工場等の建設工事に着手しましたので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第7条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

指 定 番 号	年 度 第 号
建設する工場等の所在地	伊勢市
用地取得日	年 月 日
建設工事着手日	年 月 日
建設工事完成予定日	年 月 日
操業開始予定日	年 月 日

- 添付書類 (1) 当該用地の登記事項全部証明書の写し
 (2) 当該用地の土地譲渡契約証書の写し
 (3) 工場等の平面図

年 月 日

用 地 取 得 奨 励 金 交 付 申 請 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は代表者名

㊞

担当部署・担当者

電話番号

用地取得奨励金の交付を受けたいので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------|-----|-----|
| 1 | 事業者指定番号 | 年度第 | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 | 月 日 |
| 3 | 用地取得価格 | | 円 |
| 4 | 用地取得奨励金申請額 | | 円 |
| 5 | 添付書類 | | |
| | (1) 雇用関係書類 | | |
| | (2) 納税証明書（市税に係る徴収金に滞納がないことの証明） | | |

※市記載欄

土地鑑定評価額		円
---------	--	---

年 月 日

設 備 投 資 奨 励 金 交 付 申 請 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は代表者名

㊟

担当部署・担当者

電話番号

設備投資奨励金の交付を受けたいので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------|-----|----|
| 1 | 事業者指定番号 | 年度第 | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 月 | 日 |
| 3 | 設備投資奨励金申請額 | | 円 |
| 4 | 設備投資奨励金の交付申請回数 | 第 | 回目 |
| 5 | 添付書類 | | |
| | (1) 雇用関係書類 | | |
| | (2) 納税証明書（市税に係る徴収金に滞納がないことの証明） | | |

年 月 日

雇 用 奨 励 金 交 付 申 請 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は代表者名

⑩

担当部署・担当者

電話番号

雇用奨励金の交付を受けたいので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業者指定番号 年度第 号
- 2 事業指定年月日 年 月 日
- 3 市内新規常時雇用従業員数 人（ 年 月 日現在）
- 4 雇用奨励金申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) 雇用関係書類
 - (2) 納税証明書（市税に係る徴収金に滞納がないことの証明）

第 号
年 月 日

奨励金交付決定通知書

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のありました奨励金については、下記のとおり交付する額を決定しましたので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第10条第1項の規定により、通知します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|-----|---|
| 1 | 事業者指定番号 | 年度第 | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 月 | 日 |
| 3 | 奨励金の種類及び交付決定額 | | |
| | <input type="checkbox"/> 用地取得奨励金 | | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 設備投資奨励金 | | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 雇用奨励金 | | 円 |

年 月 日

奨励金交付請求書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は代表者名

㊞

担当部署・担当者

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた奨励金について、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 奨励金の名称及び交付請求額

- 用地取得奨励金 円
- 設備投資奨励金 円（第 回目）
- 雇用奨励金 円

2 口座

振込先	銀行 信用金庫 農協	支店
預金種目	普通・当座	
口座番号		
ふりがな 口座名義		

年 月 日

事業者指定申請変更届

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は代表者名

㊟

担当部署・担当者

電話番号

年 月 日付で申請した奨励措置の対象事業者としての指定の内容に変更がありましたので、伊勢市工場等立地促進条例第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 事業者指定番号 年度第 号

2 変更事項

変更前	
変更後	

3 変更理由

年 月 日

指 定 事 業 者 操 業 休 止（廃 止）届

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は代表者名

⑩

担当部署・担当者

電話番号

操業を 休止 したので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第 13 条の規定により、
廃止

下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業者指定番号 年度第 号
- 2 休止の期間又は廃止年月日
- 3 休止又は廃止の理由
- 4 用地取得奨励金の受領額 円
- 5 設備投資奨励金の受領額 円
- 6 雇用奨励金の受領額 円

年 月 日

地 位 承 継 申 請 書

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
氏名又は代表者名

㊞

担当部署・担当者

電話番号

伊勢市工場等立地促進条例第9条の規定により、指定事業者の地位を承継しましたので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第14条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

工場等	名称	
	所在地	
指定の年月日		年 月 日
事業者指定番号		年度第 号
承継の年月日		年 月 日
被承継事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 法人にあってはその 代表者の氏名	
承継の理由		

第 号
年 月 日

地 位 承 継 承 認 書

様

伊勢市長



年 月 日付で申請のありました指定事業者の地位の承継について、下記
のとおり承認しましたので、伊勢市工場等立地促進条例施行規則第 14 条第 2 項の規定によ
り通知します。

記

- 1 事業者指定番号 年度第 号
- 2 指定事業者の名称及び所在地
- 3 工場等の建設所在地
- 4 承継者の名称及び所在地

様式第 14 号及び様式第 15 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 伊勢市工場等立地促進条例の一部を改正する条例（平成28年伊勢市条例第18号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる奨励措置については、改正後の伊勢市工場等立地促進条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

伊勢市消費生活センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第41号

伊勢市消費生活センター規則の一部を改正する規則

伊勢市消費生活センター規則（平成22年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市消費生活センターの運営に関する規則

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、伊勢市消費生活センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（相談日及び相談時間）

第2条 消費生活相談（消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第2項に規定する消費生活相談をいう。以下同じ。）を行う日（以下「相談日」という。）は、月曜日から金曜日までとする。ただし、伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第2号）に定める休日を除く。

2 消費生活相談を行う時間（以下「相談時間」という。）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相談日及び相談時間を変更することができる。

第3条から第5条までを削る。

第6条（見出しを含む。）中「相談等」を「消費生活相談」に改め、同条を第3条とする。

第7条の見出し中「相談等」を「消費生活相談」に改め、同条中「相談員は、相談等」を「消費生活相談」に、「必要な事項を記録し、これを保管する」を「必要な事項は、これを記録し、保管する」に改め、同条を第4条とする。

第 8 条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第 5 条とする。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市景観規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 42 号

伊勢市景観規則の一部を改正する規則

伊勢市景観規則（平成 21 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（行為の着手制限の期間の短縮）

第 10 条の 2 条例第 18 条の規定による通知は、景観計画区域内における届出に係る行為の着手制限期間短縮通知書（様式第 4 号の 2）により行うものとする。

第 11 条の次に次の 2 条を加える。

（景観重要建造物等の指定の通知）

第 11 条の 2 法第 21 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書（様式第 5 号の 2）により行うものとする。

（景観重要建造物等の標識）

第 11 条の 3 法第 21 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定に基づき設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木である旨
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 指定番号及び指定年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

第 12 条中「許可申請」を「許可の申請」に、「現状変更許可申請書」を「景観重要建造物等現状変更許可申請書」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の申請について許可するときは、景観重要建造物等現状変更許可書（様式第 6 号の 2）を申請者に交付するものとする。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(景観重要建造物等の解除の通知)

第12条の2 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(様式第6号の3)により行うものとする。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第 4 号の 2 (第 10 条の 2 関係)

第 号
年 月 日

景観計画区域内における届出に係る行為の着手制限期間短縮通知書

様

伊勢市長



年 月 日付で届出のあった次の行為について、景観法
第 18 条第 2 項の規定により行為着手の制限の期間を短縮したので、伊勢市
景観条例第 18 条の規定により通知します。

行為の種類			
用途・種類 ・目的			
行為の場所			
行為の着手 予定年月日	年 月 日	行為の完了 予定年月日	年 月 日
着手可能日	年 月 日		
備 考			

様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

第 号
年 月 日

景観重要建造物等指定通知書

住 所
氏 名

様

伊勢市長



景観法 第19条第1項
第28条第1項 の規定により、次のとおり指定をしたので、同法

第21条第1項 の規定により通知します。

第30条第1項

区	分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号 及 び 指 定 年 月 日		第 号	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種			
所 在 地	伊勢市		
建造物又は樹木 の 所 有 者	住 所	〒	
	氏 名		
指 定 の 理 由 等			
景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲			
備 考			

様式第6号中「現状変更許可申請書」を「景観重要建造物等現状変更許可申請書」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第 号
年 月 日

景観重要建造物等現状変更許可書
様

伊勢市長



年 月 日付で申請のあった 景観重要建造物 の現状変更
景観重要樹木 について許可します。なお、許可条件は次のとおりとします。

景観重要建造物又は 景観重要樹木の名称	
指定番号	第 号
許可の条件	

第 号
年 月 日

景観重要建造物等指定解除通知書

住 所
氏 名 様

伊勢市長



景観法 第27条 景観重要建造物
第35条 の規定により、 景観重要樹木 の指定を解除したので、
同法 第27条第3項 において準用する同法 第21条第1項 の規定により
第35条第3項 第30条第1項
通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木	
指 定 番 号 及 び 指 定 年 月 日	第 号	年 月 日
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種		
所 在 地	伊勢市	
建 造 物 又 は 樹 木 の 所 有 者	住 所	〒
	氏 名	
指 定 解 除 年 月 日	年 月 日	
指 定 解 除 の 理 由		

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 43 号

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則(平成 24 年伊勢市規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 46 条に基づき平成 23 年 3 月に作成された都市再生整備計画で定めた山田ルネサンスゾーン地区」を「中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)第 9 条第 10 項の規定により認定された伊勢市中心市街地活性化基本計画において定められた同条第 2 項第 1 号の区域」に改める。

第 3 条中「都市機能再生事業」を「事業」に改める。

第 4 条中「により指定を受けようとする施行者」を「による申請」に、「しなければならない」を「することにより行うものとする」に改める。

第 5 条の見出しを「(指定の通知)」に改め、同条中「前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合」を「条例第 4 条第 2 項の指定をしたとき」に、「を当該施行者に交付するものとする」を「により当該施行者に通知するものとする」に改める。

第 6 条中「前条の規定により伊勢市都市機能再生事業指定書の交付」を「条例第 4 条第 2 項の指定」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(店舗等事業開始届)

第 6 条の 2 指定事業の店舗営業者等であって奨励金の交付を受けようとするものは、事業を開始した日から 30 日以内に店舗等事業開始届(様式第 3 号の 2)を市長に提出しなければならない。

第 7 条中「指定事業の」を「指定事業を」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に、「により奨励金の交付を受けようとする施行者、都市機能再生事業が施行された土地の所有者(以

下「土地所有者」という。)又は建物等において事業を営む者(以下「店舗営業者等」という。))を「による申請」に、「を市長に提出しなければならない」を「により行うものとする」に改め、同条第2項中「奨励金の交付を受けようとする施行者、土地所有者又は店舗営業者等(以下「交付申請者」という。))は、前項に規定する都市機能再生奨励金交付申請書を」を「都市機能再生奨励金交付申請書は、」に改め、同条第3項中「交付申請者は、第1項に規定する雇用奨励金交付申請書を」を「雇用奨励金交付申請書は、」に、「経過した日の30日後までの間」を「経過した日から起算して30日以内」に改める。

第10条中「前条に規定する都市機能再生奨励金交付申請書又は雇用奨励金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付する奨励金の額を決定した場合」を「条例第6条第2項の規定により奨励金の交付の可否を決定し、奨励金を交付することとしたとき」に改める。

別表優良建築物等整備事業の項中「すべて」を「全て」に改め、「建物等が」の次に「風営法第2条」を加える。

様式第1号を次のように改める。

（宛先） 伊勢市長

施行者 住 所
（法人にあっては、その主たる事業所の所在地）
氏 名 ④
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

伊勢市都市機能再生事業指定申請書

伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第4条の規定による都市機能再生事業の指定を受けたいので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 種別
 - 市街地再開発事業
 - 優良建築物等整備事業
 - 都市機能更新誘導地区事業
- 2 対象地
- 3 工事の完成予定年月日 年 月 日
- 4 供用開始予定年月日 年 月 日
- 5 奨励金申請者予定件数
 - 都市機能再生奨励金 件
 - 雇用奨励金 件

- 添付書類
- (1) 法人登記簿謄本
 - (2) 定款又はこれに類するもの（規約）
 - (3) 事業概要書
 - (4) 建物等の位置図、配置図及び平面図
 - (5) 別紙
 - (6) その他市長が必要と認める書類

別紙— 1

(都市機能再生奨励金関係)

1 店舗、建物等の名称、土地の所在地

2 代表者氏名

3 電話番号

4 対象固定資産 (計画)

土地

所在地番	地積	備考
	m ²	
	m ²	
	m ²	
	m ²	

家屋

所在地番	床面積	構造	用途	備考
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			

償却資産 (有 ・ 無)

別紙—2

(雇用奨励金関係)

1 店舗等の所在地

2 店舗等の名称

3 代表者氏名

4 電話番号

5 店舗等の内容

6 事業開始予定年月日 年 月 日

7 常時雇用従業員数（予定）	男	人、	女	人、	計	人
うち本市在住新規常時雇用従業員数	男	人、	女	人、	計	人

様式第 3 号を次のように改める。

伊勢市都市機能再生事業供用開始届

（宛先）伊勢市長

住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名 ④

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

指定事業の供用を開始したので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- | | | | | |
|---|---------|---|---|---|
| 1 | 事業指定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 対象地 | | | |
| 4 | 建物等の名称 | | | |
| 5 | 供用開始年月日 | 年 | 月 | 日 |

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

店舗等事業開始届

（宛先）伊勢市長

住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊞

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

指定事業により施行された建物等において、店舗等の事業を開始したので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第6条の2の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- | | | | | |
|---|-------------|---|---|---|
| 1 | 事業指定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 事業指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 店舗等の事業開始年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 雇用奨励金申請予定年月 | 年 | 月 | |

- 添付書類
- (1) 法人登記簿謄本
 - (2) 事業概要書
 - (3) 雇用保険適用事業所別被保険者台帳
 - (4) 本市に住所を有する新規常時雇用従業員一覧
 - (5) 建物等における店舗等の位置が分かる平面図
 - (6) 別紙
 - (7) その他市長が必要と認める書類

別紙

- 1 店舗等の所在地
 - 2 店舗等の名称
 - 3 代表者氏名
 - 4 電話番号
 - 5 店舗等の内容
 - 6 常時雇用従業員数
うち本市に住所を有する新規常時雇用従業員数
- | | | | |
|---|-----|-----|---|
| 男 | 人、女 | 人、計 | 人 |
| 男 | 人、女 | 人、計 | 人 |

様式第4号を次のように改める。

伊勢市都市機能再生事業変更届

（宛先）伊勢市長

住 所

（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

㊟

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

指定事業の内容に変更が生じたので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業指定番号 第 号
- 2 事業指定年月日 年 月 日
- 3 対象地
- 4 変更事項
- 5 変更理由

- 添付書類
- (1) 事業指定申請書の添付書類のうち変更があつた書類
 - (2) その他変更事項を証明するものとして市長が必要と認める書類

様式第 10 号及び様式第 11 号を次のように改める。

伊勢市都市機能再生事業地位承継申請書

（宛先）伊勢市長

住 所

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏 名

㊦

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

伊勢市都市機能再生事業の奨励金の交付に関し、施行者、土地所有者又は店舗営業者等の地位を承継することについて承認を受けたいので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例第 8 条及び伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

事業指定番号	第 号
事業指定日	年 月 日
被承継者	住所（法人にあっては、その主たる事業所の所在地）
	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
当該事業の承継年月日	年 月 日
承継したもの	
承継の理由	

- 添付書類
- (1) 伊勢市都市機能再生事業指定書の写し
 - (2) 伊勢市都市機能再生事業奨励金交付決定通知書の写し（直近のもの）
 - (3) 承継の事実を証明する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 11 号（第 12 条関係）

第 年 月 日 号

伊勢市都市機能再生事業地位承継承認書

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のありました奨励金の交付に関する地位の承継について、下記のとおり承認しましたので、伊勢市中心市街地都市機能再生促進条例施行規則第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 事業指定番号 第 号
- 2 事業指定年月日 年 月 日
- 3 被承継者の名称及び所在地
- 4 承継者の名称及び所在地
- 5 承継の内容

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。